

浦臼町「集い・語らい出張トーク」

町長自らが現場に赴き、地域の方々と意見交換を行うことで、情報共有による協働のまちづくりの推進および町政に対する理解を深めることを目的に実施しています。

対象者

- ・町内に住所を有する者、町内で働きまたは学ぶ者で構成する5名以上の団体・グループ
(注) 同一団体・グループによる申込みは年1回とします。

テーマ

- ・町の課題に対する意見交換
- ・その他の町政に関する説明および意見交換など



開催についての注意点

- ・開催する会場の用意ならびに費用負担につきましては、申請者にてお願いします。
- ・開催時間は午前9時から午後9時までの間とし、1回あたり2時間以内とします。

次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、お断りすることがあります。

- ・公序良俗を阻害するおそれのあるもの
- ・政治、宗教または営利を目的とした催しを行うおそれがあるとき。
- ・天災その他の事由により日程調整が困難なとき。
- ・申込み内容に虚偽があったとき。
- ・その他本目的に反すると認められるもの。

申込みについて

- ・申込みをする場合は、開催時期の10日前までに浦臼町「集い・語らい出張トーク」申込書を総務課企画係へ提出してください。
- ・申込み後、内容に変更が生じたときは、直ちにその旨連絡ください。
- ・申込書は役場ホームページに掲載しておりますので、下記URLまたはQRコードからダウンロードできます。

<https://www.town.urausu.hokkaido.jp/gyousei/kakuka/mayor/chochotalk.html>



お問い合わせ

総務課企画係 電話：68-2111 FAX：68-2285

専門家に相談してみませんか？ 無料法律相談会

雨竜町在住の司法書士・行政書士 木村幸一先生による
無料法律相談が下記の日程で開催されます。

日時 8月10日(水) 10時～12時

場所 浦臼町商工会館

相談内容 相続、遺言、登記(法人・不動産)、債務整理、
民事裁判、成年後見等

詳細は浦臼町商工会 電話：67-3331

広報7月号訂正記事

広報うらうす7月号4ページ「うらうす建物紹介①」の文中、「大正十二年の大火」とあるのは「大正十五年の大火」の誤りでしたので、訂正いたします。

国民年金保険料の納付が困難なときは

経済的理由または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

全額免除制度・一部納付（一部免除）制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得がそれぞれ所得基準額以下であるときや、失業や災害などの特別な事情があり、保険料を納めることが難しい場合、申請して承認されると保険料が全額免除または一部納付（免除）となる制度です。

●保険料免除・納付猶予の承認基準、承認された場合の納付額●

| | 所得基準額 (前年度所得) | 保険料額 (月額) | 年金額への反映割合 |
|--------------------|--------------------------|--------------|------------------------|
| 全額免除 | (扶養親族等の数+1) × 35万円+32万円 | 納付なし | 1/2 (H21.3月分までは1/3) |
| 4分の1納付 (4分の3免除) | 88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 | 4,150円 | 5/8 (H21.3月分までは1/2) |
| 半額納付 (半額免除) | 128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 | 8,300円 | 6/8 (H21.3月分までは2/3) |
| 4分の3納付 (4分の1免除) | 168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 | 12,440円 | 7/8 (H21.3月分までは5/6) |

※申請者本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もあります。

納付猶予制度（50歳未満の方）

50歳未満の方で、本人、配偶者（世帯主の所得審査はありません）の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などにより保険料の納付が困難な方が申請することによって、納付が猶予される制度です。猶予された期間は、年金額に反映されません。

学生納付特例制度（学生の方）

大学、短大、高等学校、専修学校、各種学校等の学校に在学する方が申請することで保険料の納付が猶予される制度です。猶予された期間は、年金額に反映されません。

（所得の審査は本人のみです）

※各種学校については学校教育法に規定される学校（修業年数が1年以上である課程）が対象です。

※国内に所在する海外大学（日本分校）であって文部科学大臣が指定した課程に在籍する学生も対象です。

申請手続きに必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ②学生納付特例の申請については、在学証明書または学生証の写し
- ③失業などを理由にする場合は、「雇用保険受給資格証」、「離職票」等

申請・お問い合わせ 砂川年金事務所 電話：52-2144

住民課住民係 電話：68-2112